

## 第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という。）の協力団体について定める。

## 第2条（協力団体）

本協会の目的及び事業に賛同し、本協会の発展に協力しようとする法人又は法人でない団体（以下「団体」という。）は、本協会の協力団体になることができる。

## 第3条（協力団体の活動）

- 1 協力団体は、本協会の事業目的と適合し、以下のいずれかの活動を行う者とする。
  - （1）本協会の選手及び所属団体並びに公認審判員への登録を伴う活動
  - （2）I O C又はI P Cでのパワーリフティングに関連する活動
  - （3）トレーニング科学の調査及び研究
- 2 協力団体は前項に規定する活動のほか、本協会及び本協会の加盟団体と協力して以下の活動を行うことができる。
  - （1）パワーリフティング及びベンチプレスの競技会
  - （2）パワーリフティング及びベンチプレスに関連する講習会
  - （3）その他、本協会から協力要請を受けて実施する活動

## 第4条（手続と承認）

- 1 本協会の協力団体になることを希望する者は、所定の申込書を本協会に提出しなければならない。
- 2 前項の申込書が提出された場合、事務局は、理事会での審議に必要な申込者に関する情報を収集し、意見を付して理事会に付議しなければならない。
- 3 理事会は、次の各号に定める事項を承認の条件として参酌できるものとする。
  - （1）パワーリフティング競技やトレーニング方法を科学的に実践し、本協会の発展をサポートしようとしていること。
  - （2）競技やトレーニング行為等に関して必要な安全対策（補助者配置、医療従事者配置、A E D設置等）が講じられていること。
  - （3）J A D A及び本協会のアンチドーピング方針に準拠していること。
  - （4）団体規約等を有し、規約等には意志決定機関、監査体制が定められ、活動の実績（役員名簿、会員名簿、事業計画及び予算書、事業報告書及び決算書、理事会、総会議事録等）があること。
- 4 理事会において登録を承認するか否かを審議し、登録を承認された申込者に対しては、事務局よりその旨通知するとともに、登録手続等に関する案内を行う。

## 第5条（特典）

協力団体には、次の特典が与えられる。

- （1）自らの宣伝広告において、本協会の協力団体であることを表示することができる

- (2) 本協会のホームページ及び印刷物等に協力団体であることを表示することができる

#### 第6条（資格の継続）

協力団体の有資格期間は、毎年度4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、更新する場合は別途定める更新手続きをしなければならない。

#### 第7条（資格の失効）

- 1 本協会の名誉を傷つける行為又は本協会の目的に違反する行為をした場合、協力団体の資格を失うものとする。
- 2 資格を失効した場合、前項の理事会決議の日をもって第5条の特典を失うものとする。

#### 第8条（退会）

- 1 協力団体が退会しようとするときは、理由を付した退会届を事務局あてに提出しなければならない。
- 2 前項に規定する退会届を受領した場合、事務局は理事会に報告しなければならない。
- 3 協力団体が年度の途中で退会する場合、受理した日をもって特典は喪失する。前条第1項の規定により、資格を失効した場合も同様とする。

#### 第9条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

#### 第10条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会にて決議する。

#### <附則>

- 1 この規程は、令和6年3月21日に制定し、同日から施行する。